

# 消防団協力事業所になりませんか？

R7.5月作成

## 消防団協力事業所表示制度とは？

従業員の消防団活動に理解のある事業所を、「**消防団協力事業所**」として市町村や国が認定し、社会貢献の証として表示証を交付する制度です。

「**地域を守る、信頼の企業**」として、**事業所のイメージアップ**や**従業員の就労意欲向上**に繋がる等のメリットがありますので、是非申請をお願いします！

R7.4月末時点で40企業認定中（県内）

## ★★認定によるメリット★★

- **事業所のイメージアップ**（求人活動、地域での信頼度アップなど）  
地域防災への貢献や従業員への理解が認知されると、企業の社会的なアピールに繋がります。
- **地域防災体制の充実**  
消防団員が働きやすい・活動しやすい環境を整えることで、災害時の対応力が強化され、地域防災の力が大きく向上します。
- **従業員の防災意識向上**  
従業員が消防団員となることで、防災に関する知識やスキルが向上します。

## 事業所の取組例

- 管内での火災や水害など消防団員として活動した場合、出勤扱いとしている。
- 勤務中であっても消防団活動への出勤が認められ、就業規則において特別休暇扱いとしている。
- 林野火災の消火活動や、山林での行方不明者の捜索の際に現場までの誘導を行っている。等

## 1 認定の要件

（制度導入市町村：R7.4月末時点）

- 従業員が、消防団に相当数入団していること
- 従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- 災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- 従業員による機能別分団等を設置していること 等

鳥取市、米子市、倉吉市  
境港市、岩美町、若桜町  
三朝町、琴浦町、日吉津村  
南部町、日南町、江府町

## 2 申請方法及び認定の流れ

**申請** 事業所所在市町村を通じ、市町村長宛ての申請を行ってください。

**審査** 認定基準に沿った審査後に認定されます。  
※認定基準は、市町村ごとに定められています。

**表示証の交付** 表示証が交付され、各市町村ホームページ等に事業所名が記載されます。  
※ホームページへの掲載有無は各市町村によって異なります。



【問合せ先】鳥取県危機管理部 消防防災課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271

（電話）0857-26-7062 （Eメール）shoubou@pref.tottori.lg.jp

